

平成 21 年 6 月 12 日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730073
 研究課題名 (和文) 継続的契約関係・信託関係における情報の役割
 研究課題名 (英文) The role of information in the long-term contract and the fiduciary relationship
 研究代表者
 山下 純司 (YAMASHITA YOSHIKAZU)
 学習院大学・法学部・教授
 研究者番号 : 90282532

研究成果の概要：消費者契約と、信託法に主に焦点を当て、継続的契約関係や社会的信託関係の存在する場面での情報に対する法規制の在り方について、おもに比較法的な視点(フランス・イギリス・アメリカ)から考察を行い、論文を執筆した。そのほか、錯誤・瑕疵担保責任などについての小論を執筆した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	800000	0	800000
2007 年度	800000	0	800000
2008 年度	800000	240000	1240000
年度			
年度			
総計	2400000	240000	2640000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：民事法学・民法・契約・消費者・信託関係・信託

1. 研究開始当初の背景

消費者契約において、契約締結過程における情報提供の義務の重要性が語られるようになり、また法と経済学の研究の進展などにより、合意当事者間の情報の不均衡から生じる問題にいかに対処するかという問題意識が現在の法学の一つの重要テーマとなっている。わが国では消費者契約の契約締結過程についての研究は数多いが、より文脈を広げて、社会的な信託関係や継続的契約関係（雇用契約や信託など）における情報の問題として扱う研究は少なかった。

2. 研究の目的

本研究は信託関係や継続的な契約関係を中

心に、情報の役割を検討するというものである。対象を限定せず、広い文脈で検討することを目的としていたが、主に消費者契約・信託の研究を中心に行ってきた。消費者契約については、おもに民法の瑕疵担保責任・錯誤の解釈論、それに消費者保護の特別法規定の解釈を中心に行った。信託については主に受託者の報告義務について、研究を行った。

3. 研究の方法

(1) 消費者契約については、フランス法とイギリス法を中心とした比較法により、日本法との違いを立法の経緯や趣旨といった面から明らかにしようとした。このため、法律の規定だけでなく、できるだけ判例の変遷な

ども目をくばった。

(2) 信託については、受託者の報告義務に関するアメリカの論文に批判的検討を加える形で、アメリカ統一信託法典の解説のほか、法と経済学についても言及した。

4. 研究成果

(1) 研究期間中に主としておこなった、消費者契約と信託という二つの分野の研究結果に絞って報告する。

(2) 消費者契約についての考察

事業者消費者間では、消費者が保護されるべきであるという場合、その根拠は2つないし3つあるように考えられる。第1は、事業者が「専門家」であるがゆえに、重い社会的責任を負っているというもの、第2は、消費者が「素人」であるがゆえに、社会的に保護されるべき存在であるというもの、第3に、事業者と消費者の関係は「不均衡」であるがゆえに、相対的弱者である消費者を保護すべきであるというものである。このうち、第2と第3の考え方は、必ずしも明確に区別されていない。というのは、消費者という概念自体が、「事業者と取引を行う素人」という相対的な定義をされているからである。このため、重要な対立軸は、事業者の専門家責任と、事業者消費者関係の不均衡ということになる。前者から導かれる規範は、主体の社会的な地位からくる絶対的な基準を形成するのに対して、後者は関係当事者間の相対的な基準を形成することが予想される。

ここで、事業者売主が契約に付す瑕疵担保免責特約の有効性という論点を取り上げてみる。瑕疵担保免責特約とは、売買目的物に隠れた瑕疵がある場合における売主の責任である民法570条の規定を特約で排除するものであるが、これは「隠れた瑕疵」というリスク情報について、その情報が明らかでない段階で、リスクの配分を当事者間で決めておくという合意であり、とくにそのリスクについて十分な情報収集能力、判断能力のない可能性が高い消費者買主にとっては、問題の大きな特約である。周知のとおり、消費者契約法8条1項5号は、このような特約の効力を一部制限している。

問題は、8条1項5号の存在を、どのように根拠づけるかである。一つの考え方は、事業者と消費者の関係は情報収集能力、判断能力の点で「不均衡」であるがゆえに、特約に有効性を認めないという考え方がありうる。消費者契約法1条は同法を「消費者と事業者との間の情報の質及び量」の「格差にかんがみ」た法律であるとみずから位置づけており、このような考え方になじむ。このように考える場合には、事業者同士の契約あるいは非事業者同士の契約には同規定の趣旨は妥当し

ないことになる。

しかし、フランス法を検討してみると、瑕疵担保免責特約は、事業者消費者間の契約だけでなく、事業者同士の契約でも原則無効とされるのが判例の考え方である。これは事業者売主は瑕疵について常に悪意であるという擬制がされるためであるが、結果として事業者同士の契約は、非事業者同士の契約よりも、その契約内容に裁判所が介入する範囲が広いという論理的な帰結となる。これは事業者としての社会的な地位を、相対的ではなく絶対的な基準でとらえ、非事業者よりも重い責任を負わせるという考え方とも言えるだろう。

このように考えると、事業者が情報を、絶対量として多く有していることを重視した法規制と、消費者に比して相対的に多く有していることを重視した法規制の方向性は、異なるものになるといえるのではないか。

問題はこれを我が国の法解釈にどのように生かすかである。後掲業績⑤では、我が国の消費者契約法8条1項5号を、非事業者間契約にもいわば類推適用する形で、非事業者間契約に裁判所が介入する可能性を示唆するような結論を導いているが、これは上記のような検討からするといささか強引な結論であったと考えており、今後修正をしていきたい点である。

現在のところ、以上のような研究の考察から得られる示唆は次のようなものである。裁判所による私的自治への介入根拠という観点からみた場合、フランス法は日本法に比べて「対等当事者は自律的に関係を形成すべきである」という原理に、より強い制約をかけていることになるが、その根拠は、事業者は、一定の絶対量の情報を保有しているという信頼を世間から置かれる存在であることではないかと思う。つまり、契約当事者間の相対的な関係において、いずれが情報収集の点で優位であるかという視点とは別に、事業者という社会的地位が形成する社会的信頼関係が、独自の原理として働いているのであり、社会をどのような視点から構築していくかについて、我が国ではあまり重視されない視点が提供されているのではないだろうか。

(3) 信託についての考察

我が国の信託法における受託者は、受任者に対して各種の報告義務、情報提供義務を負っている（特に信託法37条以下）。信託における受託者は、受益者との関係で忠実義務を負っており、両者の間には信認関係が存在するものとされる。受託者が負う報告義務、情報提供義務は、この信認関係に密接に関連する。すなわち受託者は信託財産という「実質的に他人の」財産を預かるものであるから、受益者に信託事務処理の状況を随時報告し、その監視下に置くことが要請されるという

のである。

受託者の情報提供義務については、アメリカ統一信託法典などにも規定が存在し、受託者の本質的な義務の一つと考えられているが、この義務について、本格的な研究は少ない。業績⑥は、その数少ないアメリカの論文のなかの1つについて、書評の形ではあるが、批判的に考察したものである。すなわち、同論文では、受託者の受益者に対する情報提供義務を強行規定として定めることで、受託者受益者間のエージェンシーコストを低下させることができるという主張が展開されているが、これは誤った経済分析であると主張する。すなわち、受益者が受託者を監視・監督するコストが無視できない状況下（信託ではむしろその場合が多い）では、情報提供義務を強行規定にすることが効率性の観点から望ましい状況をもたらすとは限らず、むしろ情報提供義務が強行規定であることの実質的な根拠は、信託財産が実質的には受益者の財産であるという伝統的な信託観から説明せざるを得ないのではないかということを描しているのである。

契約当事者間の情報提供義務の根拠については、経済学の観点からの理由づけがさまざまな意味で重要である。すなわち、情報の不均衡な当事者間では、効率的な財の配分をもたらす合意に至らないため、情報提供義務を課すことによって、情報の均衡による当事者の対等な関係を達成するという考え方があり、消費者契約の締結過程における情報提供義務を論ずる際には必ず指摘される有力な考え方である。

しかし、信託における受託者受益者間の関係は、契約（信託契約）の成立により、すでに形成されてしまった関係であり、契約締結過程の情報提供義務と同列には論じられないから、受託者受益者間の関係を、効率性の観点から説明することには慎重でなくてはならない。情報提供義務を強行規定として受託者に課すことの当否は、今後の課題であるが、すくなくとも強行規定であることを経済分析によって導き出すのは相当困難であるというのが分析結果である。そうするとむしろ、受託者が受益者に対して情報提供義務を負うことの根拠は、それが信認関係であることそのものに求められると考えるべきである。つまり 他人から信頼されてその財産を預かる者は、その地位に就いたことによってその信頼に応える義務を負うのであり、それは効率性の如何にかかわらず、自ら信頼を受ける地位に就いたことの社会的責任である。信託とはまさにそのような関係であり、受託者の情報提供義務は、受任者から信頼を受けたがゆえの社会的責任に他ならないと考えるべきではないか。

上記の主張は、つきつめると「信認関係に

おける情報提供義務の根拠は、その関係が信認関係であることそれ自体である」ということであるが、このことは上記主張の無内容であることを意味しない。この主張の含意は、信認関係の本質が「情報の共有」にあるということ、すなわち、人々が信頼し合うためには「手の内を見せる」ことが重要であるということであり、我々の社会常識とも一致するからである。信認関係における情報の役割は、社会規範としての信認関係の形成そのものを支援することであり、そのような関係を望ましいと考えて、情報提供義務を法によって課すことは、一つの政策的判断としてありうると考える。

（４）その他

業績③はイングランドの瑕疵担保責任についての分析であり、事業者間の契約ルールが、消費者取引の場合にどのように変容するかという問題を扱っている。（１）で扱ったのと同様の視点を持った研究だが、イングランド法独特の発展を中心に紹介している。業績④は、消費者契約において錯誤という制度がどのように機能するかを扱ったもので、錯誤という制度が情報の不均衡な関係でどのように機能するかを分析している。同じく、錯誤を扱ったものとして、業績①がある。

業績②は、パートナーシップ関係の解消に関する慰謝料請求の問題を扱った判例評釈である。パートナーシップ関係は一種の信認関係として理解することもでき、今後判例の集積が待たれる分野でもある。おもに裁判所の私的自治への介入の限度という観点から論じ、本研究の考察にとって有益であった。今後さらに分析を深めたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 6件）

すべて単独執筆。査読はなし。

①山下純司「法律行為の要素の錯誤」民法判例百選Ⅰ（第6版）50頁（2009年）

②山下純司「パートナーシップ契約の解消と慰謝料請求権」家族法判例百選（第7版）43頁（2008年）

③山下純司「イギリス法と売買目的物の瑕疵」法律時報80巻8号46-52頁（2008年）

④山下純司「錯誤の現代的意義」民法の争点69頁（2007年）

⑤山下純司「事業者間契約と非事業者間契約——瑕疵担保責任免責特約をめぐる対等性の考察」 学習院大学法学会雑誌 43 巻 1 号 (2007 年)

⑥山下純司「書評：信託受託者の情報提供義務～T.P. Gallanis "THE TRUSTEE'S DUTY TO INFORM" North Carolina Law Review 1595-1628 (2007)」アメリカ法 2008 年第 2 号掲載予定

※業績⑥は 2008 年下半年期発刊予定の同学会誌に掲載される予定で 2008 年度夏に脱稿したものであるが、発刊が遅れているようである（詳細は不明）。4 で指摘しているように本研究にとって重要な示唆を与えている業績であり、研究期間中に執筆し、すでに校正も終了しているため、掲載した。

〔学会発表〕(計 2 件)

①山下純司「債務不履行—売買の目的物に瑕疵がある場合における買主の救済・イングランド法」(2006 年度比較法学会シンポジウム報告・比較法研究 68 号) 2006 年 6 月 4 日 於龍谷大学

②山下純司「情報の収集と錯誤の利用～契約締結過程における法律行為法の存在意義 (2007 年度私法学会個別報告・私法 70 号)」 2007 年 10 月 6 日 於専修大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下純司(YAMASHITA YOSHIKAZU)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：90282532